

第2回豊島廃棄物等技術委員会中間処理分科会
議事録速報

日時 平成12年8月22日(火)

13:06~16:10

場所 高松ホワイトホテル

出席委員

分科会長 永田勝也

委員 猪熊 明

委員 坂本 宏

委員 鈴木三郎

委員 高月 紘

1 開会

- 県から次のような挨拶があった。

中間処理施設の整備については、7月29日に開催された第1回中間処理分科会において、施設本体の基本的な技術要件等の確定をいただき、これを受けて、県においては、発注に向けた準備を進めている。

また、豊島の暫定的な環境保全措置については、7月26日の第1回暫定措置分科会において、技術要件の確定をいただき、8月15日に実施設計業務の委託契約を締結したところであり、できるだけ早く工事に着手できるよう、手続きを進めてまいりたい。

本日の第2回中間処理分科会は、中間処理施設のユーティリティに関する事項や、中間処理施設の整備に係る技術要件、廃棄物等や溶融スラグの運送計画などについて、御審議いただく予定となっている。

今後の事業の実施に当たっては、委員の皆様方の御検討・御指導を賜り、また、豊島と直島の皆様方をはじめ、関係者の御理解と御協力をいただきながら、豊島事業場周辺、さらには、瀬戸内海的环境保全に万全を期してまいりたい。

また、県といたしましては、中間処理施設の整備を契機に、直島町でエコタウンプランの策定、実現などを進め、21世紀における循環型社会の先駆的な取り組みを目指している。

- 分科会長は、議事録署名人として、猪熊委員と高月委員を指名した。
- 分科会長が、三菱マテリアル(株)及び(株)日本総合研究所の会議への出席について諮ったところ、了承された。
- 分科会長は、中間処理分科会においては、傍聴人の発言を直島、豊島の順番で行うことを決定した後、傍聴人に対し意見を求めたところ、次のような意見があった。

(直島町代表者)

県との協定は、まだ締結できていないが、十分な御審議をお願いする。

(豊島住民代表者)

事務的なことであるが、以前の技術検討委員会のように、会議次第の事前送付をお願いする。

- 豊島住民の発言に対し、分科会長から、次のように回答があった。
 - a 会議次第の事前送付について、事務局に以前のような対応をお願いする。
- 分科会長は、議事録の作成について、各委員に約1週間を目途として意見を照会し、特段に意見がない場合は、了承されたものとみなし、事務的に作成を急ぐことを諮り、了承された。

2 報告

① 溶融スラグの有効利用研究事業について

事務局から、溶融スラグの有効利用を推進するためのモデル事業として、豊島廃棄物等の中間処理により発生する溶融スラグの研究事業を実施し、その全体計画及び評価試験の概要について説明があり、次のような意見があった。

- a 材料試験では、供試体を多めに取って、経年推移による圧縮試験について、長期の安定性を検討してはどうか。
- b コンクリートとして使う場合には、PHが高いので、溶出試験を環境庁のやり方をベースにしつつ、もう少し高いケースで検討してはどうか。
- c スラグ再生利用骨材の利用用途は、環境への安全面から、水と接触する排水槽や埋め戻し材としての使い方は、他の使い方より優先度が低いのではないか。

3 審議事項

① 中間処理施設のユーティリティについて

事務局から、中間処理施設への給水計画、電力の給電計画、重油配管ルート、スラリー配管ルート及び余熱利用計画について、説明があった後、質疑応答を行った。その内容は、概ね次のとおりである。

- a 表-1のエネルギー回収について、三菱マテリアル(株)から給電の場合がマイナスの金額になっているが、これは蒸気の販売金額と解することができる。
- b 圧力の下がった蒸気を使用する場合も蒸気購入単価は同じとなる。
- c コスト比較表から、ランニングコストは、三菱マテリアル(株)から給電の場合はプラス評価、中国電力から給電の場合はマイナス評価となり、その差が約7千万となる。
- d ランニングコスト、イニシャルコストとも、三菱マテリアル(株)との連携により、複合的なエネルギー利用を行った方が効果的との結果になる。
- e 蒸気が $40\text{kg}/\text{cm}^2$ に満たない場合でも、三菱マテリアル(株)において、 $11\text{t}/\text{h}$ までの蒸気の受け入れが可能である。

- f 中間処理施設で使う重油は、三菱マテリアル（株）の重油と同じ地点での陸揚げを想定している。

質疑応答の後、分科会長が、事業実施の主旨を踏まえて、全体計画の中で、できるだけエネルギーの利用を図る方針を諮り、了承された。

② 中間処理施設の整備に係る技術要件について

事務局から、前回の中間処理分科会からの変更点を主体として、特殊前処理物処理施設は、中間処理施設本体の整備との関連から、今回、技術要件として加えたこと、中間処理施設の建設期間を30ヵ月から27ヵ月に変更したこと等について説明があった後、質疑応答が行われた。その内容は、概ね次のとおりである。

- a 各種計測については、最低限に必要となる項目を、例示として記載すること。
- b 給電設備等については、必要な容量が確保できる等の表現にすること。
- c 技術要件の中に、特殊前処理物の定義を記載すること。
- d 特殊前処理物処理施設から高度排水処理施設への配管について、どちらの側で実施するのか明確にするべきである。
- e 逆洗は、受注者の業務範囲外であることを明確にすること。
- f 蒸気については、 $40\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上が経済的に望ましいので、その理由を明示させること。
- g サンプルング方法については、JIS法に定められた方法があるので、これを念頭に記載すること。

分科会長は、以上の事項について、必要な修正を加えた後、中間処理施設の整備に係る技術要件を確定することを諮り、了承された。

なお、飛灰の山元還元による再資源化については、第2次技術検討委員会の報告書に記載しているところであるが、今後、一般の方にも解りやすく示す方法やリサイクル状況の把握方法を検討することとなった。

③ 豊島・直島間の廃棄物等輸送計画及び熔融スラグ運送計画に係る事前ヒアリング（アンケート）について

事務局から説明の後、質疑応答が行われ、その内容は、概ね次のとおりである。

- a 調査中の項目やアンケートの対象外の項目を含めて、ヒアリングを実施すること。
- b 荷役関係については、波浪の場合にどれだけ荷役できるか等の荷役限界をヒアリング項目とすること。
- c ヒアリングの詳細な項目については、委員からの意見を聞き、できるだけ早く詰めること。

分科会長は、5社を対象として、出席可能な技術委員会委員、中でも特に港湾建設関係を専門分野とする学識経験者及び豊島、直島の代表者の出席のもと、ヒアリングを実施することを

門分野とする学識経験者及び豊島、直島の代表者の出席のもと、ヒアリングを実施することを諮り、了承された。

④ 技術委員会及び中間処理分科会の今後の活動計画について

事務局から説明した後、分科会長から、今後は、搬出入施設、航行安全対策の関係などの日程について、できるだけ早く具体化することを諮り、了承された。

⑤ 中間処理施設の発注スケジュールについて

事務局から説明した後、27ヵ月の工期で実施することを確認した。

⑥ 配布資料の取扱いについて

配布資料については、次のように取扱うこととされた。

- ・ 次第、資料（中間）2・2/1、資料（中間）2・3/1、資料（中間）2・3/4及び資料（中間）2・3/6は公開する。
- ・ 資料（中間）2・3/2及び資料2・3/3-3は、当分科会の審議状況を踏まえて修正し、公開する。
- ・ 資料（中間）2・3/3-1は、アンケート内容が、企業の秘密を条件に提案されているので、非公開回収とする。
- ・ 資料（中間）2・3/3-2及び資料2・3/5は、委員のみの配布とする。

○ 分科会長は、傍聴人に対して、意見を求めたところ、次のような意見があった。

(豊島住民代表)

- a 豊島側に建設される特殊前処理物処理施設は、中間処理施設と合わせて発注されるのか。
- b この場合、特殊前処理物処理施設の面積や容積などを技術要件として提示するべきではないか。

これに対して、分科会長から次のような回答があった。

- a 特殊前処理物処理施設については、中間処理施設の整備に係る技術要件に含めて発注されるものである。
- b 特殊前処理物処理施設については、受注者からの提案により、面積が明らかとなる。また、詳細設計の段階で、廃水処理施設等の他の施設との調整を行うことになる。

(直島町代表者)

特に意見はなし。